

2025 年度（令和 7 年度） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：釧路市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.1%
全職員	76.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	84.9%
本庁課長相当職	95.5%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.1%
31～35年	102.2%
26～30年	96.6%
21～25年	92.5%
16～20年	93.3%
11～15年	89.5%
6～10年	88.4%
1～5年	80.5%

【説明欄】

- ・職員の給与は、条例に基づいて決定しており、性別により差異は生じない。ただし、勤続年数、扶養の状況等が異なることから、差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が 38.75 時間未満の者については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・相対的に給与水準が高い医師職の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・相対的に給与水準が高い係長職以上の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・時間外勤務手当及び扶養手当、住居手当の支給額について、男性職員による受給が多い。
- ・2(2)1～5年の欄について、相対的に給与水準が高い医師職の職員が、勤続年数が短い傾向にあり、かつ、当該男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

2025 年度（令和 7 年度） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：釧路市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.7%
全職員	82.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.6%
本庁課長相当職	99.8%
本庁課長補佐相当職	99.1%
本庁係長相当職	100.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.7%
31～35年	102.2%
26～30年	98.3%
21～25年	95.7%
16～20年	94.5%
11～15年	94.6%
6～10年	100.1%
1～5年	101.4%

【説明欄】

- ・職員の給与は、条例に基づいて決定しており、性別により差異は生じない。ただし、勤続年数、扶養の状況等が異なることから、差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が 38.75 時間未満の者については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・扶養手当及び住宅手当の支給額について、男性職員による受給が多い。
- ・夜勤等に伴う各種手当の支給が発生する看護師において、女性職員の占める割合が男性職員よりも高い。
- ・1 全職員の欄について、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員について、女性職員の占める割合が男性職員よりも高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。